

建設現場における快適トイレ設置試行要領に関するQ & A

質問 (Q)	回答 (A)
対象工事について	
対象外工事は、現場施工期間が1か月未満の工事のみか。	快適トイレのリース期間や設置費用の最小単位が1か月となるため、現場施工期間が1か月未満の工事は、対象外としています。
建築工事も対象とすることが出来るのか。	千葉県土木工事標準積算基準を適用している工事を対象としており、建築工事については、対象外です。
施工箇所が点在する工事は、対象外工事とすることが出来るのか。	施工箇所が点在する工事でも、軽トラックに搭載可能な快適トイレがあるため、対象とすることは可能です。受発注者間で協議の上、決定してください。
快適トイレの仕様について	
快適トイレとして対象となる仕様は何か。	試行要領「3 快適トイレの仕様」のうち、「(1) 快適トイレに求める機能」、「(2) 付属品として備えるもの」の11項目が対象となります。 「(3) 推奨する仕様、付属品」は任意で設置するものとなります。
実施方法について	
快適トイレにおける汚水処理を公共下水道に排出することは可能か。	- 快適トイレから出る汚水を公共下水道に排出することは可能ですが、排出にあたっては、臨時排水の申請が必要になります。 - 工事現場内に宅内汚水枳がある場合は、宅内汚水枍に接続してください。 - 宅内汚水枍の設置位置は、千葉県下水道台帳システムにて確認してください。 http://s-page.tumsy.com/chibagesui/TspAgreementWeb.aspx - 臨時排水の申請は、下水道経理課に申請書の提出をお願いします。 https://www.city.chiba.jp/kensetsu

建設現場における快適トイレ設置試行要領に関するQ&A

質問（Q）	回答（A）
	/gesuidokikaku/keiri/haisui_temporarysewage.html
• 快適トイレの設置費用の確定は、どの時点で確認するのか。	• 現場設置期間が確定した時点で、支出実態の分かる資料（見積書、リース料の写し）を変更手続き上、工期末の20日前までに発注者に提出してください。
• 設置期間はどのように考えれば良いのか。	• 設置期間は、施工開始日を起算して施工完了日までの快適トイレを設置する期間とします。
設置に関する費用について	
• 最終的な設定期間の日数が1か月未満となる場合の費用は、どのように精算すれば良いのか。	• 設置に要する費用は、1か月単位であるため、最終的な設置期間の日数が1か月未満となる場合は、日割計算は行わず切り捨て、1か月単位となるように計上してください。 （例1）設置期間が10月15日から 11月14日の場合 → 1か月間 （例2）設置期間が10月15日から 11月30日の場合 → 1か月間（16日分は対象外）
• 「管理費区分の設定は行わない」とは、どのように処理すれば良いのか。	• 「国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編） I-2-②-4」に基づき、管理費区分は（空白）（上位の工事工種体系の管理費区分を適用する場合）で設定してください。
その他	
• 工事成績評定や総合評価落札方式の加点対象となるのか。	• 工事成績評定や総合評価落札方式の加点対象とはなりません。現場環境改善の取組みの一環となりますので、ご理解ください。
• 快適トイレの設置事例はあるのか。	• 国土交通省のホームページにて事例集が掲載されておりますので、参考にしてください。 https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html